

農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第52条の3及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第104条に規定する農地台帳の公表のうち、農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付に関する事務の取扱いについて、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する書類)

第2条 農地台帳の閲覧は、様式第1号の閲覧用農地台帳をもって行うものとする。

2 農地台帳の閲覧は、1回につき50筆を限度とする。ただし、農業委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

3 閲覧用農地台帳には、次の事項を記載する。ただし、該当する事項がないものは、記載することを要しない。

- (1) 農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目及び面積
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に規定する区域区分、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する区域区分
- (3) 所有者の氏名又は名称及び貸付けに関する所有者の意向
- (4) 耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- (5) 賃借権等権利の内容
- (6) 農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況
- (7) 遊休農地に関する措置の実施状況

(閲覧に供する農地の区域)

第3条 閲覧に供する農地の区域は、伊豆の国市の区域とする。

(閲覧の請求)

第4条 農地台帳の閲覧を希望する者は、様式第2号の農地台帳閲覧請求書を提出しなければならない。

(疑義の解明)

第5条 前条に規定する農地台帳閲覧請求書の内容に疑義があるときは、会長は、当該請求者に対し、必要な事項について質問し、又は資料の提出を求めるものとする。

(身分証明書等の提示の請求)

第6条 会長は、閲覧の実施の際は、閲覧者に対し、閲覧者が本人であることを確認するための書類の提示を求めることができる。

(閲覧日及び閲覧時間)

第7条 閲覧を実施する日及び時間は、次のとおりとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

ア 伊豆の国市の休日を定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）第1条

第1項に規定する市の休日

イ 閲覧用農地台帳の内容の更新に係る差替作業を行う日

ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が必要があると認める日

(2) 閲覧時間は、農業委員会の職員につき定められている執務時間内とする。

(閲覧場所)

第8条 閲覧の場所は、農業委員会事務局の所定の場所とする。

(閲覧用農地台帳の記載事項の転記)

第9条 会長は、閲覧者が閲覧用農地台帳の記載事項を転記しようとするときは、当該閲覧の使用目的の達成に必要な限度において転記させるものとする。

(閲覧に当たり遵守させる事項)

第10条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧した情報は、申請した使用目的以外には使用しないこと。

(2) 転記した所有者及び耕作者欄の氏名・名称は、一切公表せず、使用目的を達成したときは、直ちに処分すること。

(3) プライバシー等の問題が生じたときは、閲覧申請者の責任において対処すること。

(4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(5) 指定された場所以外に閲覧用農地台帳を持ち出さないこと。

(6) 閲覧用農地台帳を丁重に取り扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又は加筆等をしないこと。

(7) 写真撮影等をしないこと。

(8) 職員の事務執行の妨げとなる行為をしないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第11条 会長は、閲覧者が前項の規定に違反したときは、直ちに閲覧を中止させることができる。この場合において、閲覧用農地台帳から転記した事項があるときは、当該転記した事項が記載された書面を回収するものとする。

(公表)

第12条 会長は、必要があると認める場合は、閲覧者の氏名等を公告その他の方法により公表するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の交付)

第13条 農地台帳記録事項要約書の交付は、様式第3号の農地台帳記録事項要約書をもって行うものとする。

2 農地台帳記録事項要約書には、次の事項を記載する。ただし、該当する事項がないものは、記載することを要しない。

- (1) 農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目及び面積
- (2) 農振法に規定する区域区分、都市計画法に規定する区域区分
- (3) 貸付けに関する所有者の意向
- (4) 賃借権等権利の内容
- (5) 農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況
- (6) 遊休農地に関する措置の実施状況

(農地台帳記録事項要約書を交付する農地の区域)

第14条 農地台帳記録事項要約書を交付する農地の区域は、伊豆の国市の区域とする。

(農地台帳記録事項要約書の交付の請求)

第15条 農地台帳記録事項要約書の交付を希望する者は、様式第2号の農地台帳記録事項要約書交付請求書を提出しなければならない。

(農地台帳記録事項要約書の交付日及び時間)

第16条 交付を実施する日及び時間については、第7条を準用するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の交付に係る実費の徴収)

第17条 農地台帳記録事項要約書の交付を実施した場合は、実費を徴収する。

(例外)

第18条 農地中間管理機構への情報提供及び会長が特に必要と認めた者については、この事務取扱要領における規定の一部または全部を適用しないことができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。